

令和2年度税制改正に関する要望

2019年9月

石油鉱業連盟

【目次】

I	はじめに	1
II	令和2年度税制改正要望の要約	3
III	令和2年度税制改正要望及び理由	4
	1. 海外投資等損失準備金制度（租税特別措置法55条）の維持・存続	4
	2. 減耗控除制度（租税特別措置法58条、同59条）の維持・存続	5
	3. 油田・ガス田廃鉱準備金制度の創設	6
	4. 石油・天然ガス開発に係る国際二重課税排除の拡充	7
	5. 石油及び可燃性天然ガスに係る鉱区税の軽減税率の維持	10

I はじめに

我が国の石油・天然ガス開発業界は、エネルギーの安定供給の確保という使命達成に向けて日々邁進しています。

当業界に大きな影響を与える原油価格は、2018年10月から12月にかけて世界経済減速による需要の減少懸念から大きく下落しましたが、OPECプラス（OPEC加盟国およびロシア等の非OPEC産油国）による協調減産の継続に加え、米国による対イラン・ベネズエラ経済制裁等を背景に上昇に転じました。以降、ホルムズ海峡を巡るイラン情勢の緊迫化等もありながら、米中貿易摩擦の激化・長期化を抑制要因として弱含みの値動きをみせていたところ、9月14日に発生したサウジアラビア石油施設への攻撃による減産を受けて上昇するなど、極めて不透明な状況にあります。

世界の石油・天然ガス投資は、2016年を底とする油価回復の流れの中で欧米メジャーを中心に漸増傾向にあるほか、中国やインドでは旺盛な国内需要を背景に、国営石油会社による資源獲得の動きが顕著となっています。また、産油・産ガス国の資源ナショナリズムが継続する一方、これら資源国では経済構造の多角化やビジネスモデルの転換への試みがみられ、これに伴うニーズの変化への対応が求められつつあります。さらに、気候変動問題が世界的な課題となる中、高まりをみせる低炭素化・脱炭素化を巡る動きについても、事業活動を行ううえで十分な考慮を要する時代となりました。

我が国においては、2018年7月に閣議決定された第5次エネルギー基本計画で、石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上に引き上げることが明記されるなど、資源確保の推進によりエネルギーセキュリティを強化することが期待されています。また、「長期エネルギー需給見通し」（2015年7月）でも、2030年における一次エネルギーの供給構造について、石油・天然ガスは引き続き重要なエネルギー源として位置付けられています。

当業界は中長期的な視点に立ち、国内外の事業活動を通じて自主開発比率の向上に取り組んでいますが、石油・天然ガスの探鉱・開発対象は大水深、フロンティア・極地エリアなど技術的難易度の高いものにシフトしています。また、このようなエリアで探鉱・開発から生産に至るまでには、高度な技術力に加え、長期に亘り巨額の投資が必要となります。

こうした状況において、我が国の石油・天然ガス開発企業が激しさを増す国際的な資源獲得競争に伍して自主開発を推進していくためには、企業が探鉱・開発に伴う各種の課題を克服できる環境を引き続き整備すると同時に、我が国開発業界の経営基盤を強化することが極めて重要です。

そのためには、国によるリスクマネーの供給の一層の強化とともに、税制上の支援制度が必要不可欠であります。

このような観点から、当連盟は令和2年度税制改正にあたって、以下のとおり要望を取りまとめましたので、当業界の実情をご理解いただき、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

Ⅱ 令和2年度税制改正要望の要約

1. 海外投資等損失準備金制度（租税特別措置法55条）の維持・存続

本制度は、2020（令和2）年3月31日で適用期限が到来するが、特定株式等の取得に対する損失準備金の積立を認めることにより、民間からのリスクマネー導入を促進するうえで有効とされており、海外における資源開発を促進するために必要不可欠な税制であるので、その維持・存続を要望する。

2. 減耗控除制度（租税特別措置法58条、同59条）の維持・存続

本制度（探鉱準備金・海外探鉱準備金制度及び新鉱床探鉱費・海外新鉱床探鉱費の特別控除制度）は、2022（令和4）年3月31日で適用期限が到来するが、再生不可能な地下資源を対象とした鉱業の減耗特性に基づく基本的税制であり、石油・天然ガスを安定供給するために必要不可欠のものであるため、その維持・存続を要望する。

3. 油田・ガス田廃鉱準備金制度の創設

環境への関心の高まりから国際的に廃鉱に関する規制が整備されつつあり、特に近年は海外の石油開発契約等において、廃鉱資金の事前拠出を義務付けられるケースも増えていることを踏まえ、鉱害防止と環境保全を図り、プロジェクトの経済性を維持して探鉱・開発活動を萎縮させないためにも、油田・ガス田に対する廃鉱準備金制度の創設を要望する。

4. 石油・天然ガス開発に係る国際二重課税排除の拡充

我が国石油・天然ガス開発企業は、産油・産ガス国において総じて非常に高い税率を課されており、国外所得割合の90%シーリングによって類例を見ない二重課税を強いられる一方、償却計算等の国際的な差異によっても二重課税が生じている。従って、次に掲げる方法による二重課税の負担の軽減を要望する。

- (1) 外国税額控除を制限する90%シーリングの撤廃・緩和
- (2) 繰越期限に到った外国税額控除限度超過額の損金算入
- (3) 高率の外国法人税の一部を損金算入する計算方法の改善
- (4) 控除限度余裕額等の繰越期限の延長

5. 石油及び可燃性天然ガスに係る鉱区税の軽減税率の維持

石油及び可燃性天然ガスの鉱区は、流体であるその性質上、他の鉱物より広大な面積を必要とすることから、その鉱区税については他の鉱物の3分の2とする軽減税率が設定されている（地方税法180条2項）。この措置は、国内石油・天然ガスの探鉱を推進するために不可欠なものであることから、本税率の維持を要望する。

Ⅲ 令和2年度税制改正要望及び理由

1. 海外投資等損失準備金制度（租税特別措置法55条）の維持・存続

【要望】

本制度は、2020（令和2）年3月31日で適用期限が到来するが、特定株式等の取得に対する損失準備金の積立を認めることにより、民間からのリスクマネー導入を促進するうえで有効とされており、海外における資源開発を促進するために必要不可欠な税制であるので、その維持・存続を図ること。

【理由】

石油・天然ガスの探鉱・開発は、リスクが高く巨額の資金を必要とする。このため、資金提供者に対して特定株式等の取得に際し、損失準備金の積立を認める本制度は、石油・天然ガス開発事業への民間資金の導入を促進するうえで有効な手段として、石油・天然ガス開発関連産業をはじめ広く利用されているとともに、自主開発に取り組む石油・天然ガス開発事業にとって必要不可欠な制度である。

他国との資源獲得競争が激化するとともに、対象地域も大水深、極地、大深度など難易度の高い地域に中心を移し、探鉱・開発にますます巨額の投資を要する状況となっていることから、我が国の石油・天然ガス開発企業の収益環境、資金繰り見通しは厳しいものとなっており、民間主導で自主開発の強化を図っていくためにその重要性は高い。

こうした観点から、本制度の維持・存続を要望するものである。

2. 減耗控除制度（租税特別措置法58条、同59条）の維持・存続

【要望】

本制度（探鉱準備金・海外探鉱準備金制度及び新鉱床探鉱費・海外新鉱床探鉱費の特別控除制度）は、2022（令和4）年3月31日で適用期限が到来するが、再生不可能な地下資源を対象とした鉱業の減耗特性に基づく基本的税制であり、石油・天然ガスを安定供給するためには必要不可欠のものであるため、その維持・存続を図ること。

【理由】

石油・天然ガス開発事業は、再生不可能な減耗性資産である地下資源を対象としており、事業を存続させるためには、常に探鉱活動を実施することにより新たな鉱床を確保して、採掘により減耗した資源を補填していかなければならない。探鉱活動は、高いリスクを伴うとともに巨額の資金を必要とする。近年では他国との資源獲得競争が激化するとともに、対象地域も陸上や大陸棚など従来型の探鉱地域から大水深、極地、大深度など難易度の高い地域に移行しており、探鉱リスクは増大している。

このような探鉱費用の支出に備え、また探鉱活動を促進するために、石油・天然ガスを生産する者が探鉱準備金を予め積立てるとともに新鉱床探鉱を実施した場合にその費用の一定額を所得控除する本制度は、生産により減耗した資源を探鉱の促進を図ることによりその回復を期そうとするもので、鉱業にとって基本的税制であり、我が国の資源の安定供給を確保するために必要不可欠な制度であることから、本制度の維持・存続を要望するものである。

3. 油田・ガス田廃鉱準備金制度の創設

【要望】

環境への関心の高まりから国際的に廃鉱に関する規制が整備されつつあり、特に近年は海外の石油開発契約等において、廃鉱資金の事前拠出を義務付けられるケースも増えていることを踏まえ、鉱害防止と環境保全を図り、プロジェクトの経済性を維持して探鉱・開発活動を萎縮させないためにも、油田・ガス田に対する廃鉱準備金制度を創設すること。

【理由】

近年、国際的な環境問題に対する関心の高まりから、各産油・産ガス国においても廃鉱義務に関する規制が整備されており、特に、これらの国との契約において、コントラクターには廃鉱資金を Escrow 勘定に funding するよう義務付け、現地税制上、経費として認めるケースが増えている。

他方、我が国においても「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」が順次改正され規制が強化されている。

従って、我が国企業が自ら鉱区を保有する事業においても、我が国及び海外における石油・天然ガスの採掘に必要な海洋プラットフォーム等の特定設備の撤去、坑井の密閉及び撤去後の鉱害防止に必要な巨額な費用の支出に備え、生産期間中に予め所要の廃鉱資金を経費として積立てておく廃鉱準備金制度の創設を要望するものである。

4. 石油・天然ガス開発に係る国際二重課税排除の拡充

我が国企業の海外における石油・天然ガス開発では、国別またはプロジェクト別にそれぞれ事業会社が設立されており、産油・産ガス国が鉱業に課す税率は極めて高い一方、本邦法人の場合は、国外所得割合の 90%シーリング等の現行の計算方法により、総じて多額の外国税額が限度額を超える結果となり、重い二重課税を受けることから競争力が削がれているのが実情である。

そこで、権益確保や開発促進を通じて我が国への石油・天然ガスの安定供給確保を推進するため、海外企業と対等に競争できる税制上のイコールフットィングを目指し、次に掲げる方法による二重課税の負担軽減を要望するものである。

(1) 外国税額控除を制限する 90%シーリングの撤廃・緩和

【要望】

石油・天然ガス開発を対象に 90%シーリングを撤廃するか、もしくは次のとおり緩和すること。

現 行：全ての所得×90%

改定案：(全ての所得－外国税額) ×95%＋外国税額

【理由】

現行の外国税額控除制度は、本邦法人の外国支店等の所得(外国税額差引き前)のうち、会社全体の所得の 90%を超える部分には、機械的に二重に課税する制度となっている。

しかし、このようなシーリング制度は世界的に見て極めて特異であり、鉱山・油ガス田の所得は「資源の採取の場所」でのみ課税されることは、国際社会が遍く共有する確固たる原則であることから、上記 90%シーリングは、イコールフットィングの観点からも我が国企業を不利に置いていることが懸念される。

これらの観点から、上記 90%シーリングの撤廃を要望するものである。

また、外国支店等の課税は、原則として外国子会社配当益金不算入制度と平仄が合う方法によることが必要となっている現状を踏まえ、少なくとも上記のとおり緩和を急ぐよう要望するものである。

(2) 繰越期限に到った外国税額控除限度超過額の損金算入

【要望】

外国税額控除限度超過額が繰越期限に到った場合には直ちに損金算入を認めること。

【理由】

上述したような我が国企業の海外における石油・天然ガス開発特有の事情から、海外における石油・天然ガス開発では、外国税額は過大となる傾向にあり、繰越期限に到って取り戻すことができないケースも多く、国際二重課税の負担がのしかかっている。

従って、上記のとおり損金算入を認めるよう要望するものである。

(3) 高率の外国法人税の一部を損金算入する計算方法の改善

【要望】

本邦法人の外国支店等が行う石油・天然ガス開発に係る外国法人税の高率負担の基準を次のとおり改定すること。

現 行：外国税課税ベース×35／100

改定案：外国税課税ベース×(1－外国税率)×35／65

【理由】

現在の外国税額控除制度では、外国での法人所得税率が35%（高率負担の基準）を超える場合、課税ベースの35%相当に限って日本の税額から控除されるが、所定の計算方法では、外国支店の可処分所得と外国税額との比率の関係で外国税額が35%を大きく超える場合があり、その結果、総じて多額の外国税額が控除限度額を超えることとなり、重い二重課税を受けている。

従って、上記のとおり計算方法の改善を要望するものである。

(4) 控除限度余裕額等の繰越期限の延長

【要望】

外国税額控除限度余裕額及び超過額の繰越期限（現行：3年）を10年に延長すること。

【理由】

外国の課税ベースは、わが国の法定耐用年数・償却方法とは異なり、外国税の課税時期が所得の発生時期から大きく隔たっており、生産開始に際しては、外国税額控除制度上の余裕額が発生する傾向があるところ、これに伴って超過額も発生するが、これらの繰越期限による二重課税が行われている。

こうした二重課税の弊害を緩和するため、外国税額控除限度余裕額及び超過額の繰越期限（現行：3年）について、欠損金繰越期限などに準じて10年に延長するよう要望するものである。

5. 石油及び可燃性天然ガスに係る鉱区税の軽減税率の維持

【要望】

石油及び可燃性天然ガスの鉱区は、流体であるその性質上、他の鉱物より広大な面積を必要とすることから、その鉱区税については他の鉱物の3分の2とする軽減税率が設定されている（地方税法180条2項）。この措置は、国内石油・天然ガスの探鉱を推進するために不可欠なものであることから、本税率の維持を図ること。

【理由】

国内石油・天然ガスは我が国のエネルギー安全保障上、最も安定的な供給源であり、これを確保するために陸域及び周辺大陸棚の探鉱・開発を促進し、自給率の向上に資することは重要な政策課題であるが、石油・天然ガスは流体であり他の鉱物より大きな面積の鉱区を必要とすることから、他の鉱物と一律に課税することは、実質的に税負担の平等を損なうことになる。

また、国連の「大陸棚の限界に関する委員会」に提出されている200海里を超える大陸棚延長の申請が承認された場合には、我が国の大陸棚の拡大が国土面積に相当する広大な海域に及ぶうえ、今後の対象地域として強く期待される海域においては、陸域よりもさらに広大な鉱区が必要となる。

従って、上記のような軽減税率の設定は、国内石油・天然ガスの探鉱を推進するために不可欠な措置であることから、その維持を要望するものである。

石 油 鉱 業 連 盟

石 油 資 源 開 発 株 式 会 社
国 際 石 油 開 発 帝 石 株 式 会 社
三 井 石 油 開 発 株 式 会 社
出 光 興 産 株 式 会 社
三 菱 商 事 石 油 開 発 株 式 会 社
伊 藤 忠 石 油 開 発 株 式 会 社
ジ ャ パ ン 石 油 開 発 株 式 会 社
ペ ト ロ サ ミ ッ ト 石 油 開 発 株 式 会 社
日 本 海 洋 石 油 資 源 開 発 株 式 会 社
J X 石 油 開 発 株 式 会 社
サ ハ リ ン 石 油 ガ ス 開 発 株 式 会 社
ア ル フ ァ 石 油 株 式 会 社
サ ウ ル 石 油 株 式 会 社
日 揮 株 式 会 社
コ ス モ エ ネ ル ギ ー 開 発 株 式 会 社
帝 石 コ ン ゴ 石 油 株 式 会 社
太 陽 石 油 株 式 会 社
日 本 ベ ト ナ ム 石 油 株 式 会 社

大 陸 棚 委 員 会

出 光 興 産 株 式 会 社
国 際 石 油 開 発 帝 石 株 式 会 社
J X 石 油 開 発 株 式 会 社
石 油 資 源 開 発 株 式 会 社
日 本 海 洋 石 油 資 源 開 発 株 式 会 社
三 井 石 油 開 発 株 式 会 社
三 菱 ガ ス 化 学 株 式 会 社